

中村川漁業協同組合三重内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 章 この規則は、中村川漁業協同組合が免許を受けた、三重内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、おいかわ、及びあめごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又は、オンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法でウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿 釣	友釣、餌釣、毛針釣に限り遊漁する。
	引 掛	潜水器具(潜水服を除く)を使用することなく遊漁する。水中眼鏡、箱眼鏡以外は使用不可とする。
	投 網 刺 網 巻 網	船、筏を使用することなく、1.65cm以上の網目のものを使用して遊漁する。水中眼鏡、箱眼鏡以外は使用不可とする。
	たも網	直径60cm以下で1.65cm以上の網目にて遊漁する。
	火入れ	油類を燃料とすることなく、乾電池、ガスランプを使用して遊漁する。
あ ま ご	竿 釣	餌釣に限る。
おいかわ	竿 釣	餌釣に限る。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ	1月1日から12月31日まで
あ め ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
嬉野上小川町：花園川に架かる落合橋から上流の区域	1月1日～12月31日
嬉野矢下町：中村川本流との合流点から名淵滝までの岩倉川	4月1日～8月6日
嬉野矢下町：井置川に架かる小川橋から上流の区域	4月1日～8月6日
なめり湖 ・斜樋上流地点5メートルより余水吐 ・北側先端を結ぶ線より堤塘まで全区域	1月1日～12月31日
繁 殖 保 護 区 域	
嬉野釜生田町：中村川本流との合流点から古田池までの古田川	1月1日～12月31日
嬉野宮野町：中村川本流との合流点から上流の磯原川	1月1日～12月31日

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
お い か わ	3cm以下のもの
あ め ご	12cm以下のもの

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し遊漁者が、未就学の幼児のときは無料。小学生、中学生又は身体障害者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する範囲内の額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	年 券	日 券	
あ ゆ	竿釣(友釣、餌釣、毛針)	10,000円	解禁日から 8月31日まで	9月1日以降
	引掛、投網、たも網 刺網、巻網、火入		5,000円	2,000円
あ め ご	竿 釣	4,000円	3,000円	
おいかわ	竿 釣	1,000円	100円	

- 2 遊漁料の納付は、予め、次に掲げる場所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、おいかわの竿釣にあっては、やむをえない事情により納付が不可能であったと、漁場監視員が認めたときは、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

中村川漁業協同組合(松阪市嬉野森本町1153番地の3)
又は組合の指定する遊漁承認証取扱所。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)及び遊漁者証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証及び遊漁者証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯するとともに遊漁者証を外部から一見してよくわかるように身につけ、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際し漁場監視員の指示があるときは、これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となるような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- 2 前項の規定によるほか、違反者には、それに見合う必要な指示を行うことがある。

【別記】

様式第1号 遊漁承認証

(表面)

遊漁承認証 (兼領収証)

NO

遊 漁 者	氏 名	(才)
	住 所	
承認期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
魚 種	あゆ おいかわ あめご	
漁 法		
遊漁区域		
遊 漁 料		円

発行年月日 令和 年 月 日

発 行 者 中村川漁業協同組合 ㊤

(裏面)

注意事項

1. 遊漁者は、この遊漁承認証を携帯しなければならない。
2. この遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
4. 魚種、漁法、期間等についてはこの組合の定めによらなければならない。

様式第2号 漁場監視員証

(表面)

漁場監視員証

NO

下記の者は、この組合の漁場監視員であることを証明する。

氏 名	(才)
住 所	松阪市嬉野 町
有効期間	

発 行 者 中村川漁業協同組合 ㊤

(裏面)

注意事項

1. 遊漁者に対しては、遊漁承認証を提示させること。
2. もし不正行為を発見したときは遊漁料又は、その差額等を請求し、漁具、漁法の記事の訂正を必要とするときは、訂正の上押印する。又、反則漁具等を使用して遊漁をしているときは、適切な指示を行うこと。
3. 遊漁料又は、追徴金を徴収したときは、明細書を添付して組合に納めること。